

江戸・明治・大正・昭和と炭鉱札：記録資料館の炭 鉱札を中心にして

宮地，英敏
九州大学附属図書館付設記録資料館：准教授

<https://hdl.handle.net/2324/7437546>

出版情報：貴重文物講習会．54，2025-12-18．Kyushu University Library
バージョン：
権利関係：



江戸・明治・大正・昭和と炭鉱札

—記録資料館の炭鉱札を中心にして

関連講演会「江戸・明治・大正・昭和と炭鉱札 —記録資料館の炭鉱札を中心にして」

日 時／令和7年12月18日（木）14:50-16:15

会 場／九州大学中央図書館 4階 Sky Cute.Commons
(オンライン同時配信あり)

講演者／宮地英敏（附属図書館付設記録資料館 准教授）

要申込／申込はこちらから（参加無料）

<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/form/202512seminar>



申込〆切 12月15日（月）



宮地英敏（九州大学 附属図書館付設記録資料館）

◎ 本日のテーマ①

- ・ 炭鉱では、炭鉱札・金券・斤券・炭券・切符など、さまざまな呼び方がされる「札」が使われていた
- ・ その炭鉱札の紹介もしつつ、炭鉱札の実態についてお話をしていきたい



三井鉱山大藪旧鉱(1904年)

◎ 本日のテーマ②目次-1/2

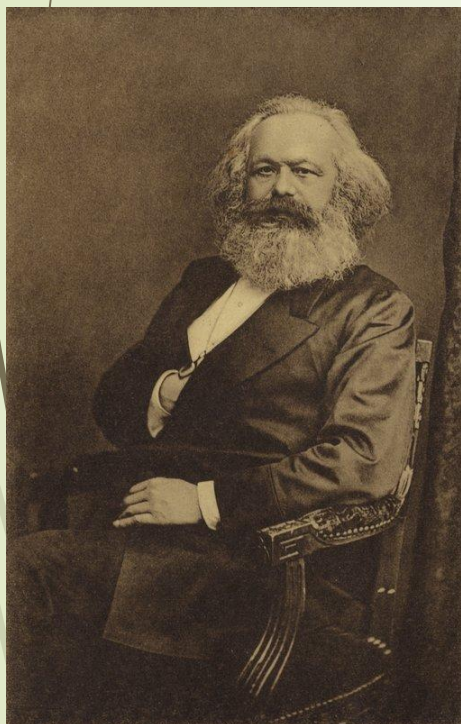
- ・ 本日のテーマ①～③
- ・ 学術的な位置づけ①～③
- ・ 記録資料館の炭鉱札①～②
- ・ 炭鉱札のはじまり①～⑤
- ・ 明治の炭鉱札①～⑦
- ・ 今回紹介している主な炭鉱①～③

◎ 本日のテーマ③目次-2/2

- ・ 炭鉱札のメリット(会社側)①～⑤
- ・ 炭鉱札のメリット(労働者側)①～⑥
- ・ 炭鉱札のメリット(労資共通)①～③
- ・ 賃金以外での炭鉱札の利用①～④
- ・ 炭鉱札の広がり①～③
- ・ 炭鉱札の禁止①～⑤
- ・ 禁止された後の炭鉱札①～⑤
- ・ おわりに①～③

◎ 学術的な位置づけ①

- かつては、マルクス経済学に基づく
 - 炭鉱経営者（資本家）が労働者たちを搾取・収奪するために利用した、と言われてきた
- ※購買所に限定 閉山時の不渡り など



◎ 学術的な位置づけ②

- ・ しかし、ほぼすべての炭鉱が導入
財閥系の大手炭鉱
筑豊御三家、中小炭鉱

⇒ マルクス経済学も相対化された現在に
あって、搾取や収奪だけで説明するに
は、無理がある

◎ 学術的な位置づけ③

- ・ 現代的な視点から、炭鉱札が持っていた機能のお話をしていきたい
歴史的な経緯も踏まえながら



◎ 記録資料館の炭鉱札①

- ・ 記録資料館 産業経済資料部門
もとは経済学部 石炭研究資料センター
- ・ 寄贈・購入によって炭鉱札を蒐集
国内でも貴重なコレクション
『石炭研究資料叢書』第16輯(1995)
展示と合わせて、それらも紹介

◎ 記録資料館の炭鉱札②

- ・ 先人たちによる調査・蒐集

秀村選三

東定宣昌、今野孝、合力理可夫ら

※今野孝による福岡大学のコレクション

松本一郎、稲富清

◎炭鉱札のはじまり①

- ・江戸時代の炭鉱開発

室町時代には燃える石が発見

18世紀には

柳河藩・三池藩がそれぞれ開発

柳河藩(10.9万石、立花家)

三池藩(1万石、立花家) 別家



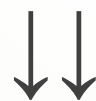
◎炭鉱札のはじまり②

- ・江戸時代の炭鉱開発

三池藩は1806年に福島へ左遷
(※べらぼう、反松平定信派)

生田斗真

三池藩領は柳河藩の預かりに



1850年に領地の一部が筑後に復活
ふたたび炭鉱経営も可能に



◎炭鋤札のはじまり③

・1857年の三池藩の炭鋤札

表



裏



表：錢五拾文 打出の小槌

裏：引替會所

此札與銀子引替可渡也

◎炭鋤札のはじまり④

- ・ 1857年の三池藩の炭鋤札

10文、100文、500文など7種類

宝船、七福神などが書かれることも

「三池焚石山役所」

「稻荷石山役所」などの篆刻



◎炭鋤札のはじまり⑤

- ・ 1857年の三池藩の炭鋤札
金額が記入されており、のちの炭鋤札
とは異なる

三池藩営の焚石山役所が発行した藩札
のような札として使われたのであろう

◎ 明治の炭鉱札①

・ 明治の通貨制度

太政官札・民部省札・国立銀行券をへて、1885(明治18)年から日本銀行券へ



日本銀行兌換銀券

◎ 明治の炭鉱札②

- ・ 明治の通貨制度

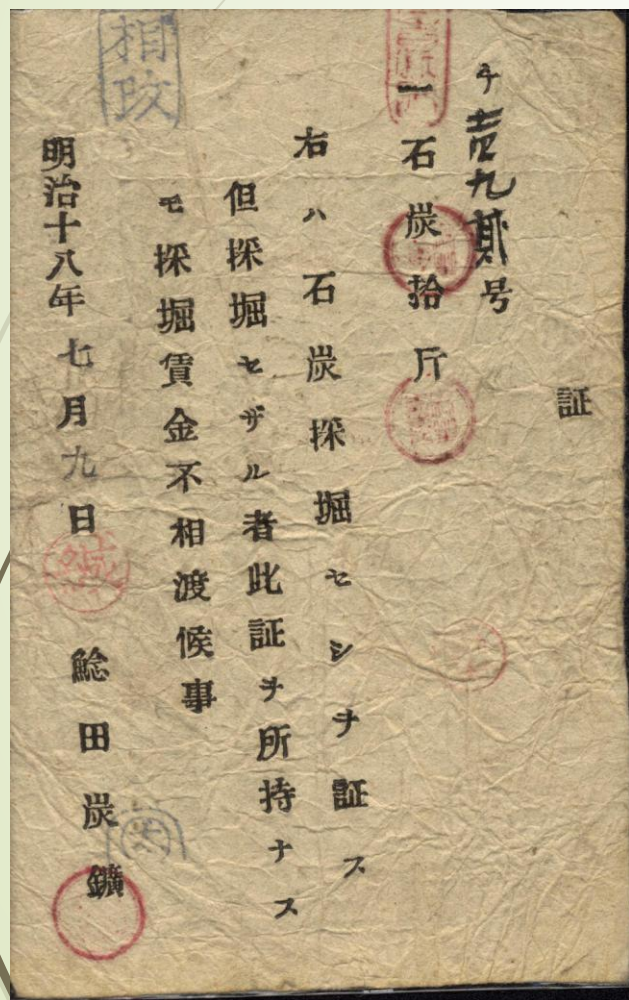
廃藩置県によって藩が無くなり、
お金は政府・銀行が発行する物へ



藩札のような札を発行するのは
ちよつと・・・

◎ 明治の炭鉱札③

- ・ 石炭の重さが札の単位へ



1885(明治18)年の麻生鯉田炭鉱
石炭拾斤

右は石炭採掘せしを証す
但採掘せざる者、此証を所持
なすも、採掘賃金不相渡候事

◎ 明治の炭鉱札④

- ・ 石炭の重さが札の単位へ

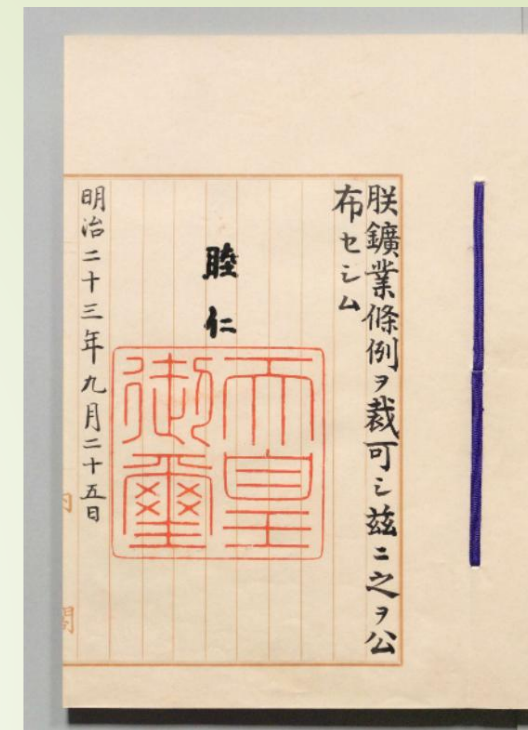
この麻生鯉田炭鉱の炭鉱札の、10斤（50斤や100斤などもある）札が、採掘した量に基づいて賃金が支払われたか、後述するような円銭厘への換算がされたかは不明

◎ 明治の炭鉱札⑤

- ・ 石炭の重さが札の単位へ
1890(明治23)年 鉱業条例
金銭以外での賃金の支払い禁止

||

炭鉱札で賃金を支払うことは禁止
※労働基準法へ引き継がれる



◎ 明治の炭鉱札⑥

- ・ 石炭の重さが札の単位へ

しかしながら、1890年代以降、
炭鉱札は全盛期に入っていく

法律の穴をくぐって



蔵内家経営の第二峯地炭鉱(1907)

◎ 明治の炭鋤札⑦

- ・ 石炭の重さが札の単位へ

もともと、 $1\text{斤} = 160\text{匁} \div 600\text{g}$

$10\text{斤} = 6\text{kg}$ 、 $50\text{斤} = 30\text{kg}$ 、 $100\text{斤} = 60\text{kg}$

しかし、 $1\text{斤} = 1\text{厘}$ として流通

$10\text{斤} = 1\text{銭}$ 、 $50\text{斤} = 5\text{銭}$ 、 $100\text{斤} = 10\text{銭}$

◎今回紹介している主な炭鉱①

- ・麻生商店

麻生太吉によって創業

鯰田・忠隈などの優良炭鉱を開発

⇒三菱・住友へと高値で売却

⇒それを資金に新しい炭鉱開発

経営拡大 筑豊御三家と呼ばれる



◎今回紹介している主な炭鉱②

・潤野炭鉱

NHK朝ドラ「あさが来た」

のモデル広岡浅子

ピストルを懐に入れて、
炭鉱労働者たちに対峙した
エピソードは有名



◎今回紹介している主な炭鉱③

- ・ 峰地炭鉱

蔵内鉱業（豊前エリア、築上町）

蔵内次郎作によって開発

筑豊御三家に続く 4 番手グループ
(伊藤伝右衛門と並んで)



◎炭鉱札のメリット(会社側)①

- ・ 運転資金

労働者へ炭鉱札で賃金を払う

||

手元の資金を使わないでいられる

※炭鉱札が購買所などで使用されるため、その商品の購入などで手元資金は減っていくが、商業部門の利益があるために資金の減少を減らせる



◎炭鉱札のメリット(会社側)②

- ・ 運転資金の重要性

会社経営は、単年度、半期などでは黒字でも、日々の支払いのための資金がショートすると、倒産してしまう

⇒日々、現金を少しでも多く確保しておきたい

◎炭鉱札のメリット(会社側)③

- ・会社倒産時には・・・

会社が発行していた炭鉱札は、当然のごとく無価値になってしまう

=紙切れ

労働者がもらった「賃金」も紙切れ

これが会社による搾取とされてきた

◎炭鉱札のメリット(会社側)④

- ・少額貨幣の準備が不要

当時は、石炭が採掘される山の中で、
大量の少額貨幣(銭・厘)などを準備する
ことは大変だった



炭鉱札が補助貨幣(紙幣)の役割



明治20年の半銭玉(5厘玉)

◎炭鉱札のメリット(会社側)⑤

・ 購買所の売り上げ

炭鉱札の使用を、会社(もしくは納屋頭など)の購買所に限定することで、労働者の消費 = 会社(もしくは納屋頭など)の購買所の売り上げとなる ※これも搾取だと

三池炭鉱の購買所



◎炭鉱札のメリット(労働者側)①

- ・月給と日給

制度的には、半月給(2週に1度)が多い

⇒半月間の家計管理が必要

⇒独身者は勿論、世帯持ちでもなかなか困難

⇒1日ないしは数日の稼ぎを貰った方が生活しやすい



◎炭鉱札のメリット(労働者側)②

- ・家計簿が誕生するのは・・・

武家、商家や農家では、前近代から家の経営が行われていた



俸給生活者(職員)の家庭で家計簿が
広まるのは明治末～大正期、炭鉱労働者の家庭ではもっと遅れる

◎炭鉱札のメリット(労働者側)③

・家計簿の誕生

日本では1908(明治35)年の

羽仁もと子『婦人之友』の附録

家計簿が最初といわれている



東京のホワイトカラーから次第に



◎炭鉱札のメリット(労働者側)④

- ・炭鉱があるのは僻地が多い

日常的な消費のハードルが高い

会社の購買は、買い物が不便な
場所に立地をしている炭鉱で、
買い物が容易という側面もある

■1902(明治35)年頃の貝島長津炭鉱



◎炭鉱札のメリット(労働者側)⑤

- ・労働者たちの暮らし
炭住(炭鉱住宅)での暮らし

※軍艦島（三菱端島）の近代的な高層建築が有名だが、基本的には長屋

購買所だけでなく娯楽施設や共同風呂、
神社や集会所などもあり、炭住周辺の
みで生活することが可能であった

◎炭鉱札のメリット(労働者側)⑥

- ・ 購買所で買えた物は？

食品や酒・煙草に加えて、石鹼やマッチなどの日用品、下着や作業着、普段着などの衣類、ストーブや工具、薬品なども買えた



◎炭鉱札のメリット(労資共通)①

- ・労働移動

炭鉱は労働移動がとても激しい職場

1年で3割、3年で7割が移動！

賃金、人間関係、引き抜き、逃亡
etc



➡ 明治30年頃の忠隈炭鉱

◎炭鉱札のメリット(労資共通)②

- ・労働移動への会社側の対応
募集コストの大きさは悩み
労働移動を抑えたい

会社の購買所で使う炭鉱札

※従来は、これが劣悪な労働環境で働き続けさせるための装置だとされた

◎炭鉱札のメリット(労資共通)②

- ・労働移動への会社側の対応

確かに、零細な炭鉱で、そのような事例も多くあったであろう



一方で、福利厚生としての購買所と、そこでの炭鉱札の使用も

◎炭鉱札のメリット(労資共通)③

- ・労働移動への労働者側の対応
賃金や待遇に納得すれば、移動するインセンティブは下がる



移動が激しい炭鉱労働者の中にあって、
一定の5年・10年と勤続する者の存在

◎ 賃金以外での炭鉱札の利用①

- ・ 高額額面の炭鉱札の存在

御徳炭鉱 1912(明治45)年



GOTOKUTANKO

筑前御徳炭坑

此證券通用區域ハ
掘鑛業所本店金庫
及上當地指定商店
限リトス



◎ 賃金以外での炭鉱札の利用②

- ・ 高額額面の炭鉱札の存在

海軍炭鉱の払い下げを受け、堀三太郎
が経営する炭鉱

10万斤 = 10万円

労働者が採掘した石炭量として多過ぎ

◎ 貸金以外での炭鉱札の利用③

- ・ 高額額面の炭鉱札の用途

⇒取引先への支払い用 ではないか？

約束手形・小切手のようなもの
ただし銀行などの裏書がない

№		約束手形 AA123456	
収 入	殿		
印 紙	金額		
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします			
令和	年	月	日
振出地			
住 所			
振出人			
支払期日		令和 年 月 日	東京 1301 0000 - 000
支払地		東京都 00区	
支払場所		銀行 東京支店	

◎ 賃金以外での炭鉱札の利用④

- ・ 約束手形と小切手

- 約束手形は期日前に換金すると割引

- 小切手はすぐに換金できる

御徳炭鉱の炭鉱札は期日がないので、小切手のようなものに見えるが、それだと意味がないので約束手形のような期限が札の記入外にあるのか・・・ 詳しくは不明

◎ 賃金以外での炭鉱札の利用④

- ・ 御徳炭鉱の炭鉱札

引き換えできる者についての言及なし



会社の購買所だけでなく、地域での流通をみる炭鉱札のケースも

(お金じゃないのに、お金化する)

◎炭鉱札の広がり①

- ・財閥系(三井・三菱・住友・古河など)
- ・地方大手(貝島・安川・麻生・蔵内など)
- ・地方中小

など炭鉱規模に関わらず筑豊で普及



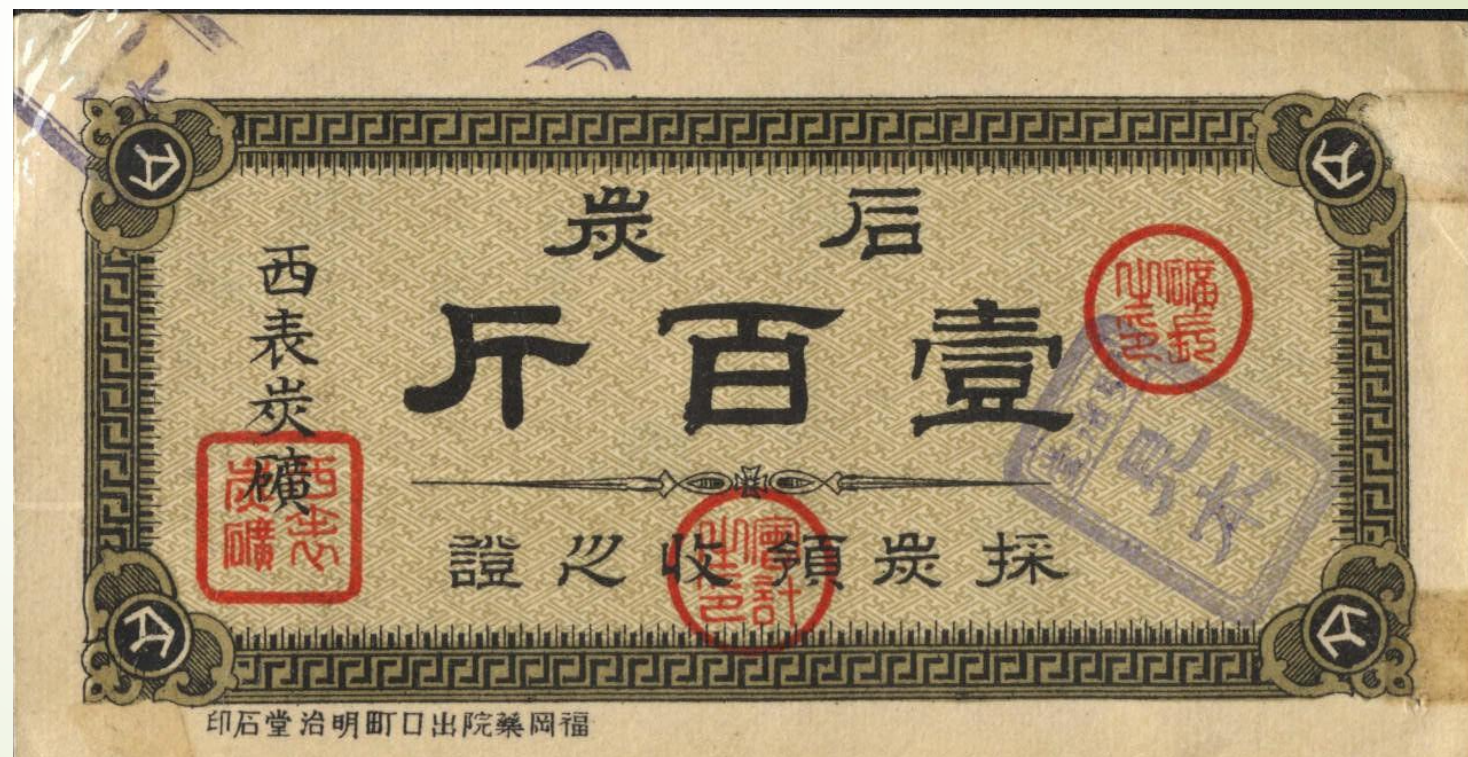
筑豊に限らず、各地へ広がる



■明治末の三菱方城炭鉱の豎坑櫓

◎炭鉱札の広がり②

- ・ 北部九州や熊本の炭鉱だけでなく・・・
沖縄は西表島の西表炭鉱にまで伝播



◎炭鉱札の広がり③

- ・ 岩屋鉱山

島根県の砂鉄鉱山 たたら製鉄用
日本刀などの原料



◎炭鉱札の禁止①

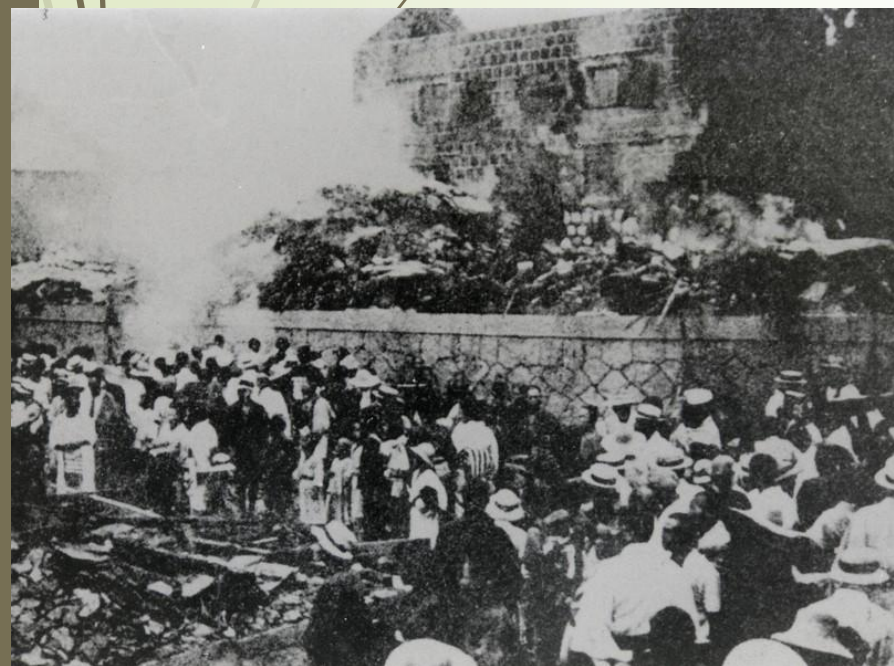
・背景

第一次世界大戦の終了(1918)

その末期にロシア革命(1917)

→ロシアを支援するチェコ軍を
救出する名目でのシベリア出兵
→米価上昇で米騒動へ

襲われた精米会社



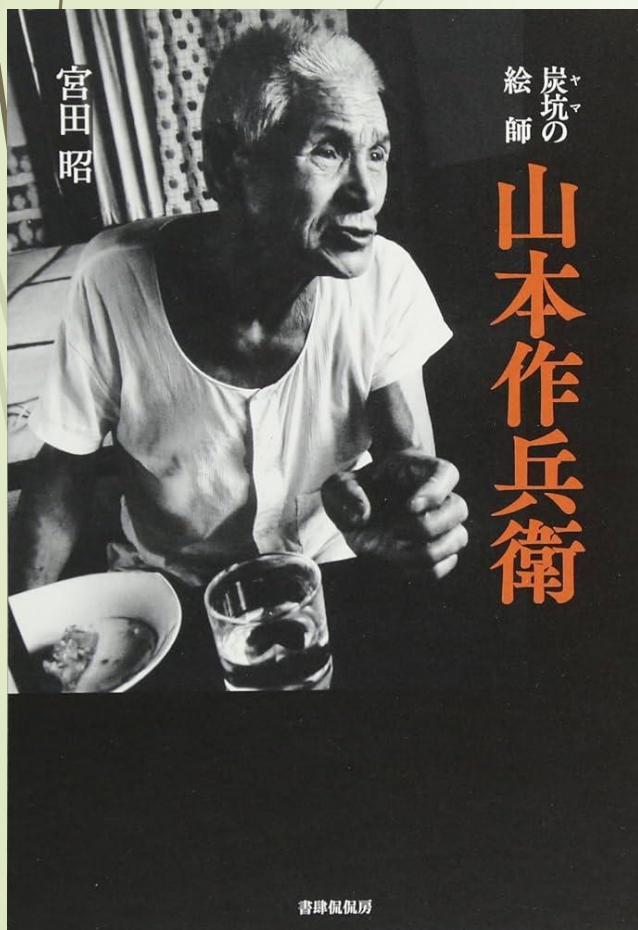
◎炭鉱札の禁止②

・背景

米騒動は福岡の炭鉱地帯へも波及

山本作兵衛も「ヤマの米騒動」の作品を何作も残している

※山本作兵衛の兄も、
騒動に参加して拘束された



◎炭鉱札の禁止③

- ・米騒動を受けて

農商務省鉱山局福岡鉱務署

炭鉱札と会社の購買所での買い物を、
そのまま放置しておくことはマズい
と判断

※そもそも鉱業条例・鉱業法違反だし

◎炭鉱札の禁止④

- ・農商務省鉱山局福岡鉱務署
炭鉱会社の建前であった「少額貨幣の
不足」に着目

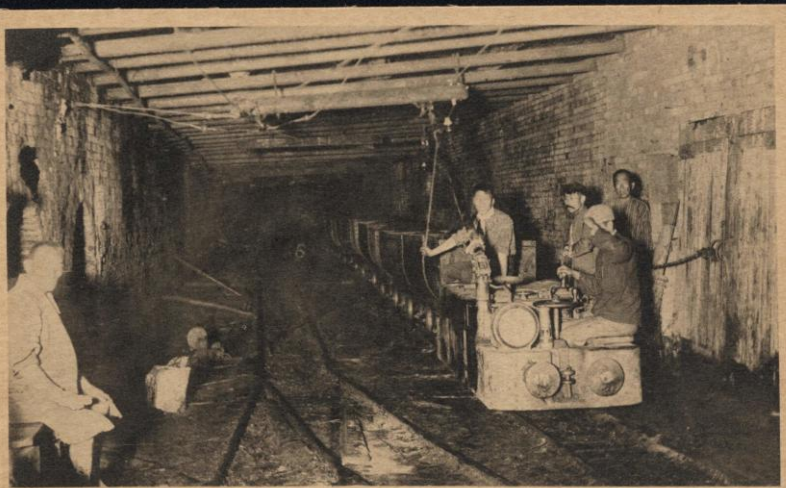


日本銀行門司支店との間で、少額貨幣
を十分に用意することに



◎炭鉱札の禁止⑤

- ・農商務省鉱山局福岡鉱務署
十分な少額貨幣を準備し・・・
1919(大正8)年5月1日付で
「炭券又は採鉱切符等の私札」の
作成及び流通を禁止する通達



(鑛山本屋山)

三池炭鉱の坑内電車

➡三池炭鉱の坑内電車(大正10年頃)

◎ 禁止された後の炭鉱札①

- ・ 炭鉱札のニーズ

これまで見てきたように、炭鉱札は会社側にも労働者側にもニーズがあった



それを、国の機関が禁止してしまった
⇒ ニーズは残っている

◎ 禁止された後の炭鉱札②

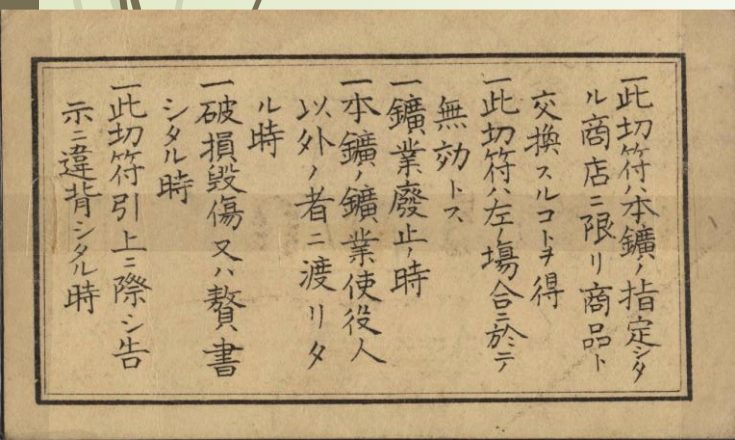
・ 名称の変更

炭鉱札・炭券・炭札・斤券などの
名称が悪いんだ！ということにした



「支払切符」などに名称変更
ただし、内実は同じ

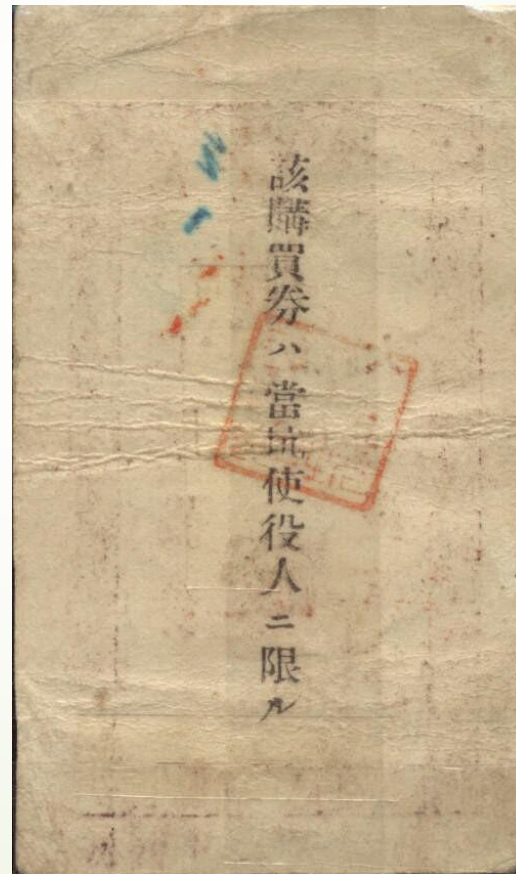
三笠鉱業所の支払切符



1919(大正)8年

◎ 禁止された後の炭鉱札③

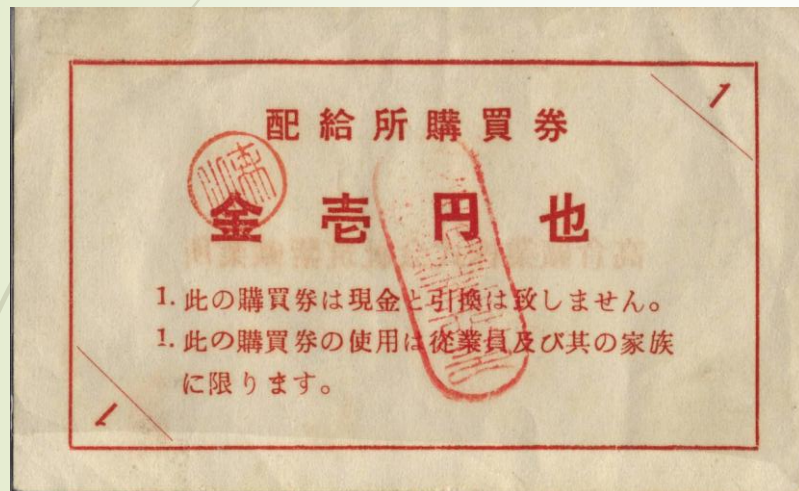
・ 名称の変更



宇美町の
大谷炭鉱
購買券
昭和初年頃のもの

◎ 禁止された後の炭鉱札④

・ 戦後の炭鉱札



「配給所購買券」
上山田(現・嘉麻市)の
高倉礦業 筑紫鉱業所

1949(昭和24)年のもの

◎ 禁止された後の炭鉱札⑤

- ・ 戦後の炭鉱札

戦後には、労働基準法(1947年)・労働組合法なども制定されている

労働基準法では、賃金を現金で払うことが明示されるが、それでも「購買券」などと形を変えて炭鉱札は発行

◎ 禁止された後の炭鉱札⑤

炭鉱札が、会社による労働者への搾取
だけであつたら大騒動になつただろう

炭鉱札が使える購買所は、福利厚生の一環でもあつたことの証左

◎おわりに①

- ・ まだまだ研究が不十分な分野
炭鉱札の大半が散逸
全体像を把握することは多分、不可能

使用法や位置付け
日常的な札、体験談の回顧も少ない

◎おわりに②

- ・ まだまだ研究が不十分な分野
大手炭鉱と零細炭鉱の違い
共通する部分と、異なる部分

福利厚生、搾取・収奪、一山一家
購買所での使用と地域での流通の実態

◎おわりに③

ネットオークションなどでも流通
コレクターズアイテムとしては
貨幣などよりもマニアック

※現代的な地域振興券・プレミアム商品券と同じような要素も

こちらもコレクターは少ない

蒐集に参加してみるのもお薦めです

◎ 参考文献

- ・ 麻生太吉翁伝記刊行会編『麻生太吉翁伝』麻生太吉翁伝記刊行会
- ・ 稲富清「北部九州における炭坑札の概観」『石炭研究資料叢書』第16輯、1995年
- ・ 稲富清編『北部九州の炭坑札』自費出版、1976年
- ・ 稲富清編『北部九州の炭砧札 追補』自費出版、1978年
- ・ 稲富清編『北部九州の炭砧札 追補 第二輯』自費出版、1980年
- ・ 荻野喜弘『筑豊石炭労資関係史』九州大学出版会、1993年
- ・ 河野広「金券の実態とその法的性格」『石炭研究資料叢書』第16輯、1995年
- ・ 合力理可夫「いわゆる炭坑の「切符」について」『石炭研究資料叢書』第16輯、1995年
- ・ 大同生命保険相互会社編『大同生命七十年史』大同生命保険相互会社、1973年
- ・ 東定宣昌「炭砧札制度の生成と消滅」『石炭研究資料叢書』第16輯、1995年
- ・ 松本一郎『筑豊の炭砧札』自費出版、1988年

御清聴
ありがとうございました